

第6期昭島市障害福祉計画の策定について

資料6-1

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、また、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するために、法に基づき、次の3つの計画を策定しなければならないものと定められています。

市町村障害者計画 (障害者基本法第11条)	障害者のための施策全般に関する基本的な計画
市町村障害福祉計画 (障害者総合支援法第88条)	障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画
市町村障害児福祉計画 (児童福祉法第33条の20)	障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画

2 計画の位置づけ

区分	障害者計画	障害福祉計画・障害児福祉計画
内 容	障害者施策に関する基本的な計画	・ 障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画 ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保や支援の円滑な実施に関する計画
根拠法	障害者基本法第11条	・ 障害者総合福祉法第88条 ・ 児童福祉法第33条の20
都	東京都障害者計画 計画期間：令和3年度～令和5年度	第5期東京都障害福祉計画 計画期間：令和3年度～令和5年度
市	昭島市障害者計画 計画期間：令和3年度～令和5年度	第5期昭島市障害福祉計画 計画期間：令和3年度～令和5年度

一体的に策定【計画期間：令和3年度～令和5年度】

3 国の指針の主な内容

基本理念：①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害福祉による一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

成果目標：①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- ⑦障害サービスの等の質の向上【新たな項目】

4 策定スケジュール

区 分		令和 2 年									令和 3 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害者自立支援推進協議会					●			●	●			●	
計 画 策 定	計画策定打合等												
	第 1 章～第 3 章												
	第 4 章～第 5 章												
	第 6 章～第 7 章												
	パブリック・コメント （市民説明会）												
	計画書編集・印刷・製本												

※障害者地域支援協議会には、適宜、情報提供等を行うものとする。

5 計画書（冊子）について

概要版の作成は取りやめることとし、計画書には、音声コードを付けるものとする。